

臨時議会での14市町村合併法定協議案

ふたを開けて見れば 賛成 24 反対 2

8月11日～12日に上越市議会の臨時議会が開かれました。議題は、14市町村合併に向けて、法定協議会への加入の是非を問うものです。

私は、日本共産党議員団を代表して次の項目で総括質疑を行いました。

1・14市町村合併によるサービスと負担について

福祉や教育など暮らしに密着したサービスが後退するのではないか。

各町村で行っている通園バス・通学バスなどの負担が増えることはないか。

各町村の施設利用が有料になることはないか。

各町村の除雪体制は維持できるのか。

中山間地や離れた集落の消防体制は確保できるのか。

2・14市町村の枠組みについて

この枠組みが最適だとする根拠は何か。

14市町村が合併した場合の財政シミュレーションでは、職員を大幅に減らしても、平成32年度まで毎年平均20億円もの歳入不足が続き、財政破たんすることが明らかだが、これで財政再建できるのか。

県が示した枠組みと大きく違う。中郷村は新井頸南に行くよう県に指導をさせるべきではないか。

3・行政主導ということについて

住民説明会の参加者が400名足らずで、理解を得たといえるか。

市民意向調査の回答率が4割そこそこで、市民が主役の合併といえるか。

任意協議会、法定協議準備会が行政主導だったが、法定協議会も行政主導になるのではないか。

「まちづくりの主役は市民の皆さん」というなら、住民投票で是非を問うべきではないか。

4・上越地域合併協議会規約について

第6条、役員はいるが、役員会が無いのはなぜか。会長専横にならないか。執行機関と議決機関の区別がされていないのではないか。副会長が4人なのはなぜか。

第7条3項、協議会の役員である幹事が会計監査し、「結果を協議会に報告する」のでは、適正な監査ができないのではないか。

第8条、議会選出委員以外は、長のみの判断で専任されるが、合併賛成者だけに偏った人選にならないか。委員の定数を規約で定めず、「構成市町村の長の協議により定める」となっているが、なぜ規約で定められないのか。

第9条5項、意見等を聞くため関係者の出席を求めることができるのは会長だけになっていないか、役員の合議によるべきではないか。

第10条、小委員会のメンバーはどのような者で構成するのか。規約に規定しないのはなぜか。

第11条、会議に諮る事項をあらかじめ協議・調整する幹事会のメンバーが、委員でない助役や収入役なのはなぜか。協議会のメンバーでない者が協議事項の調整を行うのは不自然ではないか。

第12条、委員外で構成される幹事会に設置される専門部会は、どんなメンバーで構成されるのか。

構成市町村の長の協議という事項が多いが、この協議はいつ行うのか。

特に法定協規約は、「欠陥規約」といわれても仕方のないもので、民主的な自治体間協議は望めない内容です。

委員会での採決で反対したのは日本共産党議員団の二人だけでした。

法定協議会に対する認識の甘さがあるように思います。法定協は、「合併を前提として自治体間の協議をする」場です。「協議をした結果、合併に至る」のではないというのが私の認識です。

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の 市政レポート

2003年8月31日 47
発行 杉本敏宏事務所
上越市東本町5丁目1番38号
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832

立山を登ってきました 劔岳は雨で断念

夏休みを取って、立山から劔岳に登る計画で出かけました。好天の中、室堂から立山を縦走して、劔御前小舎へ。翌日の劔岳に備えましたが、夜半から雨。二日ほど降り続くという天気予報に、劔岳は断念して帰ってきました。天候の変化が、天気予報よりも早く動いているようです。

クイズです

8月11日、12日に臨時議会が開かれ、法定合併協議会の設置議案が審議されました。11日に総括質疑が行われましたが、私の質問に対し、石平春彦議長が「不適切な部分がある。削除すべきだ。」と発言しました。

そこでクイズです。次が議長が問題とした発言部分です。どこが「不適切」なのかわかりますか。

第10条、小委員会というのがつくられるというふうになつておりますが、どのようなメンバーで構成するかということが書かれています。小委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めらるるつてなつてただけです。委員をもって小委員会をつくるのか、委員外の人を含めて小委員会をつくるのか、こんなことすらこの規約には書かれていないんです。もつまさに欠陥だらけの規約と言わざるを得ないと。

第11条、会議に諮る事項をあらかじめ協議、調整する幹事会というのが置かれますが、こ

のメンバーは助役や収入役というふうになつております。しかし皆さん、助役、収入役はこの会議の委員ではないんです。この会議の委員ではない助役や収入役が会議に諮る事項をあらかじめ協議、調整する、こんなばかな話はないです。これは役員会がやる仕事です。何でこんな規約になるのか、私はこの規約を読んでいて、もう何だこれはという怒りといいますか、余りにもばかにし過ぎるというふうにも思いました。役員会をつくらなかつたことによる問題がこういうふうにいるんなところへ出てくる。そして、もう一つは役員委員のメンバーを恣意的に幾らでもいじって、規約に書かれていませんから、どっかでもって勝手につくれる。こういうふうにしてあるから、こういうおかしな規約ができるんだらうというふうにも思います。

ヒントは、同じ言葉が2ヶ所出てきます。回答は次号で。

臨時議会での総括質疑での、サービスと負担についての質疑と答弁をお知らせします。

除雪はどうなる

上越市の除雪は回りの町村より

悪いため、どの町村の住民も除雪体制がどうなるかたいへん心配しています。「町村が行っているきめ細かな除雪を維持できるのか。上越市並の除雪でガマンしろということか。」との質問に、「可能な限り維持していきたい。いつまで維持できるかは、これから町村の状況を調査する。」との答弁です。きめ細かな除雪は、いつまでもできないということですよ。

火事は消せるか

1 4 市町村合併で

負担とサービスはどうなる

「消防団員には役場職員が多い。職員がいなくなつては、消防団は維持できなくなるのではないかと質されて、「自主防災組織を充実・活用し、消防団にはOBの方にも入っていただいて維持していく。」と答えました。自主防災組織とは、町内会の自

警団です。結局は、「自分で自分を守れ」ということであり、OB「年寄りにもう一度」消防団に入れ」ということです。

無料を維持できるか

「各町村で運行している無料の通園・通学バスを維持できるのか。負担が増えることはないか。」との質問に、木浦市長は次のように答えています。

「受益と負担の原則はありますが、・・・当の間は現行どおりとし、改めて新たな基準を設ける。」

「上越市の施策に統一する」のが申し合わせですから、有料の上越市の基準に合わせられます。

「各町村で設置している施設の利用料は無料だが、合併したら『受益者負担』ということでは有料になる」と

はつきり言うべきではないか」との問いに、「施設の使用料につきましては、・・・合併後はできるだけ早い時期に統一的に運用する」と答えました。

「有料」が基本の上越市の制度に統一され、「合併後はできるだけ早い時期に」有料になります。